

## 2010年世界農林業センサス結果の概要(大分)

- 農山村地域調査(平成22年2月1日現在)概数値 -

### 【調査結果】

#### 1 林野面積

- 45万haで推移 -

平成22年2月1日現在の<sup>大分県</sup>の林野面積は45万9,392haで、前回(平成17年、以下同じ。)に比べ2,904ha(0.6%)増加しました。

このうち、国有林は5万3,462ha(林野面積に占める割合11.6%)、民有林は40万5,930ha(同88.4%)となっています。

林野率(総土地面積に占める林野面積の割合)は72.5%で、前回に比べ0.5ポイント上昇しました。

図1 林野面積及び林野率の推移(大分)

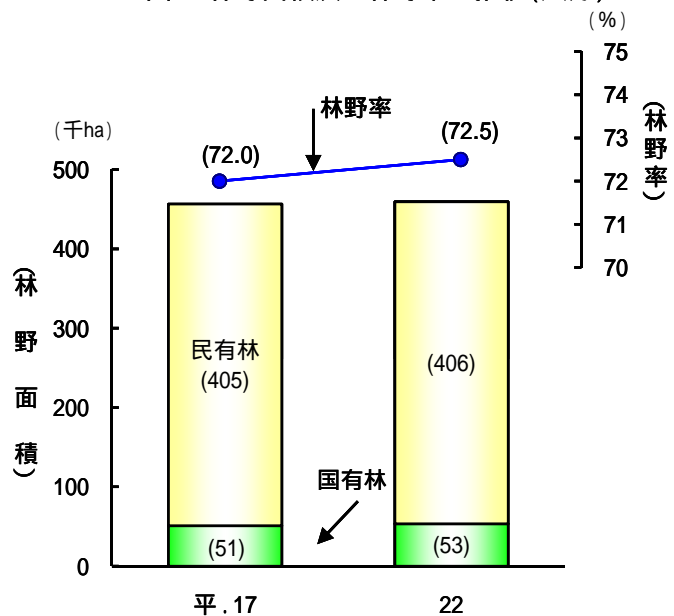


表1 総土地面積及び林野面積

区分	総土地面積	林野面積						林野率
		国有林	民有林					
			小計	独立行政法人等	公有(県、市区町村等)	私有		
全国平.22	37 794 653	24 845 302	7 217 967	17 627 335	647 531	3 389 618	13 590 186	66.6
大分平.22	633 958	459 392	53 462	405 930	15 811	38 193	351 926	72.5
17	633 915	456 488	51 069	405 419	15 194	38 361	351 864	72.0
増減率(%)	0.0	0.6	4.7	0.1	4.1	0.4	0.0	0.5
構成比(%)								
全国	-	100.0	29.1	70.9	2.6	13.6	54.7	-
大分	-	100.0	11.6	88.4	3.5	8.3	76.6	-

注1: 林野率の増減率は増減差(ポイント)です。

注2: 林野率の算出の際は、北方領土(503,635ha)を差し引いた総土地面積を使用しました。

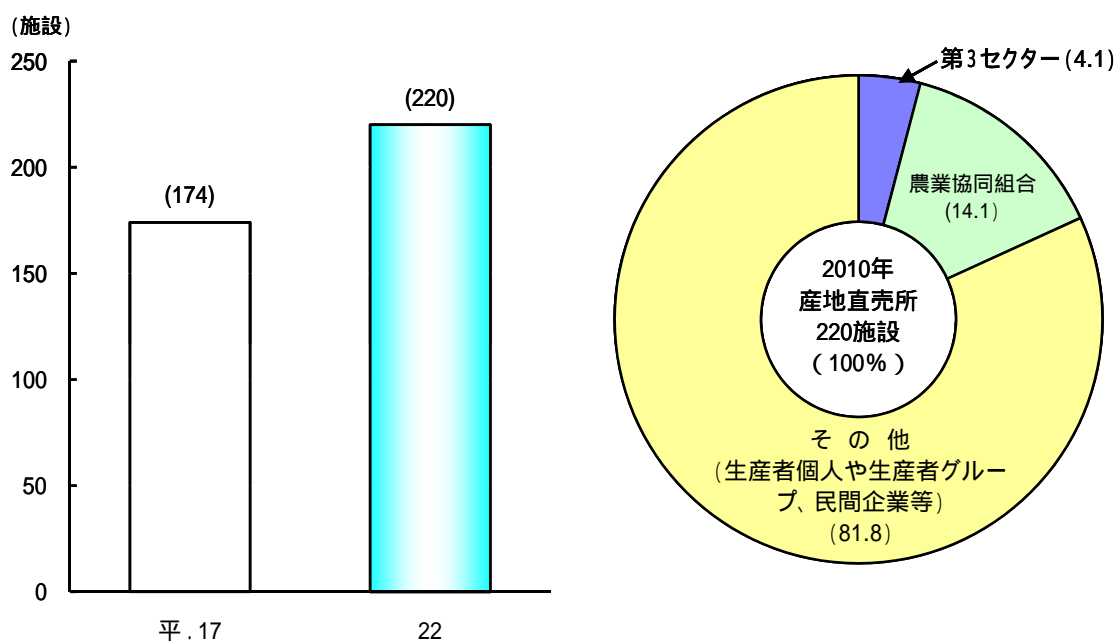
## 2 地域資源を活用した施設(産地直売所)

- 産地直売所は増加 -

地域資源を活用した施設(産地直売所)は220施設で、前回(注)に比べ46施設(26.4%)増加しました。

これを運営主体別にみると、「その他」(生産者個人や生産者グループ、民間企業等)が全体の8割以上を占めています。

図2 地域資源を活用した施設(産地直売所)の状況(大分)



注:平成17年は、全域が市街化区域に含まれる農業集落の値は含まれていません。

表2 地域資源を活用した施設(産地直売所)

単位:施設

区分	計	運営主体			
		地方公共団体	第3セクター	農業協同組合	その他
全国	16 829	210	462	2 315	13 842
大分	220	-	9	31	180
構成比(%)					
全国	100.0	1.2	2.7	13.8	82.3
大分	100.0	-	4.1	14.1	81.8

### 3 DIDまでの所要時間別農業集落数割合

- DIDまでは1時間以内が8割 -

農業集落の中心地から最も近いDID(人口集中地区)の中心地まで、居住者が普段利用している交通手段による所要時間をみると、「30分から1時間」が最も多く1,524集落(全体に占める割合46.0%)となっており、1時間未満の集落で81.0%を占めています。一方、1時間半以上を要する集落が60集落(同1.8%)あります。

図3 DIDまでの所要時間別農業集落数割合(大分)

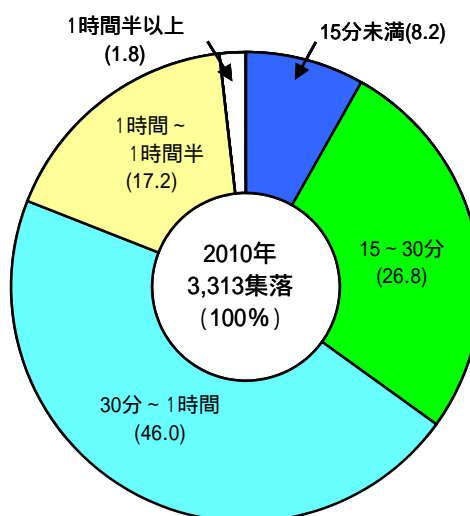


表3 DIDまでの所要時間別農業集落数

単位:集落

区分	計	15分未満	15~30分	30分~1時間	1時間~1時間半	1時間半以上
全国	139 176	38 353	55 594	35 249	7 360	2 620
大分	3 313	271	887	1 524	571	60
構成比(%)						
全国	100.0	27.6	39.9	25.3	5.3	1.9
大分	100.0	8.2	26.8	46.0	17.2	1.8

### 4 実行組合の設置状況

- 実行組合の設置は約半数 -

農業集落における実行組合の設置状況をみると、実行組合がある農業集落は1,788集落で全体の54.0%となっています。

表4 農業集落における実行組合の設置状況

単位:集落

区分	計	実行組合がある	実行組合がない
全国	139 176	101 389	37 787
大分	3 313	1 788	1 525
構成比(%)			
全国	100.0	72.8	27.2
大分	100.0	54.0	46.0

## 5 寄り合いの開催状況

- 農業集落での寄り合いは9割以上の集落で開催 -

農業集落における過去1年間の寄り合いの開催状況をみると、寄り合いを開催した農業集落数は3,119集落で全体の94.1%となっています。

開催した寄り合いの議題別では、祭りや各種イベント等の「農業集落行事の計画・推進」が86.6%で最も多く、次いで「環境美化・自然環境の保全」が86.3%、「農道・農業用排水路・ため池の管理」が75.6%となっています。

表5 過去1年間に開催された寄り合いの回数別農業集落数

単位:集落

区分	計	寄り合いを開催した農業集落数										開催なし
		小計	1~2回	3~4	5~6	7~8	9~12	13~16	17~20	21回以上		
全国	139 176	128 754	13 924	17 378	19 592	10 710	25 945	15 847	10 353	15 005	10 422	
大分	3 313	3 119	319	522	532	295	535	379	231	306	194	
構成比(%)												
全国	100.0	92.5	10.0	12.5	14.1	7.7	18.6	11.4	7.4	10.8	7.5	
大分	100.0	94.1	9.6	15.8	16.1	8.9	16.1	11.4	7.0	9.2	5.9	

図4 寄り合いの議題別農業集落数割合(大分)複数回答



注:( )内の数値は、寄り合いを開催した農業集落を100とした場合の割合です。

表6 寄り合いの議題別農業集落数

単位:集落

区分	寄り合いを開催した農業集落数	寄り合いの議題(複数回答)					
		農業生産にかかる事項	農道・農業用排水路・ため池の管理	集落共有財産・共用施設の管理	環境美化・自然環境の保全	農業集落行事の計画・推進	農業集落内の福祉・厚生
全国	128 754	82 062	91 903	81 066	99 499	106 715	63 881
大分	3 119	1 801	2 357	2 071	2 691	2 701	1 647
構成比(%)							
全国	100.0	63.7	71.4	63.0	77.3	82.9	49.6
大分	100.0	57.7	75.6	66.4	86.3	86.6	52.8

## 6 地域資源の保全状況

- 農業用排水路の保全割合が高い -

農地、森林、ため池などの地域資源を保有している農業集落の地域資源別の保全状況を見ると、「農業用排水路」を保有し保全活動を行っている集落の割合が最も高く60.7%で、次に、「河川・水路」の49.0%となっています。農地、森林については、農家等の戸々での管理・保全が主となっています。

図5 農業集落における地域資源の保全状況(大分)

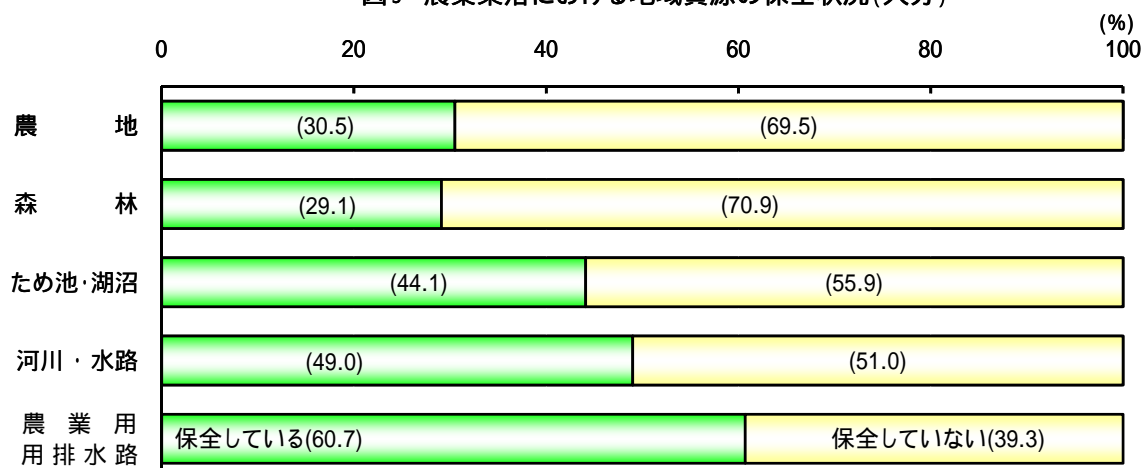


表7 地域資源の保全状況

単位:集落

区分	計	農地のある農業集落			森林のある農業集落		
		小計	保全している	保全していない	小計	保全している	保全していない
全国	139 176	134 444	46 563	87 881	106 467	20 260	86 207
大分	3 313	3 188	972	2 216	3 060	891	2 169
構成比 (%)							
全国	-	100.0	34.6	65.4	100.0	19.0	81.0
大分	-	100.0	30.5	69.5	100.0	29.1	70.9

区分	ため池・湖沼のある農業集落			河川・水路のある農業集落			農業用排水路のある農業集落		
	小計	保全している	保全していない	小計	保全している	保全していない	小計	保全している	保全していない
全国	42 549	24 065	18 484	120 410	52 527	67 883	126 132	92 162	33 970
大分	1 720	759	961	3 121	1 529	1 592	3 170	1 925	1 245
構成比 (%)									
全国	100.0	56.6	43.4	100.0	43.6	56.4	100.0	73.1	26.9
大分	100.0	44.1	55.9	100.0	49.0	51.0	100.0	60.7	39.3

## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

2010年世界農林業センサス（以下「調査」という。）は、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2 調査の対象

すべての市町村（18市町村）を対象とし、全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落（3,313集落）を対象としました。

### 3 調査期日

平成22年2月1日現在で実施しました。

### 4 調査方法

農山村地域調査については、農林水産省 - 地方統計組織の実施系統で行い、「市区町村調査」は、市町村に対する往復郵送調査（なお、市区町村の申出によりオンライン報告も可能としました。）とし、「農業集落調査」は農業集落精通者に対し統計調査員が調査票を配布回収する自計調査（なお、農業集落精通者の申出により面接調査も可能としました。）としました。

### 5 用語の解説

#### (1) 総土地面積及び林野面積

総土地面積	原則として国土地理院の『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によります。
林野面積	「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法（平成16年法律第123号）上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当します。
現況森林面積	調査期日現在の森林面積をいいます。
森林面積	森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいい、山林に未立木地を加えたものに該当します。

山	林	<p>用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地をいい、不動産登記法上の地目分類のひとつです。</p> <p>立木地のほか、伐採跡地も含めます。</p>	
森林以外の草生地（野草地）		<p>森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいいます。</p> <p>なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めません。</p>	
林	野	率	<p>総土地面積に占める林野面積の割合をいいます。</p> <p>なお、全国値を算出する際は、総土地面積から北方四島（503,614 ha）及び竹島（21ha）を除いて計算しました。</p>

## (2) 所有形態別林野面積

国	有	<p>「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管する森林をいいます。</p>	
林	野	庁	<p>林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいいます。</p>
林野庁以外の官庁			<p>林野庁以外の国の機関をいい、例えば、財務省等の省庁が所管している森林をいいます。</p>
民	有		<p>国有以外の林野をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類されます。</p>
独立行政法人等			<p>独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している森林をいいます。</p>
公	有		<p>「都道府県」、「森林整備法人（林業・造成公社）」、「市区町村」及び「財産区」が所管している森林をいいます。</p>
都道府県			<p>都道府県が所管している森林をいう。林務主管課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含めます。</p>
森林整備法人（林業・造林公社）			<p>分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により、設立された法人等で、林業（造林）公社も含みます。</p>
市区町村			<p>市区町村が所管している森林をいいます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合（通常「町村組合」</p>

	ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合)の所管する森林を含めます。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含めます
財 産 区	地方自治法(第294条)に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について財産区を作り、地元民が使用収益している森林をいいます。
私 有	個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している森林をいいます。

### (3) 地域資源を活用した施設

産 地 直 売 所	生産者が自ら生産した農産物(農産物加工品を含みます。)を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者に直接対面販売するために開設した場所又は施設をいいます。 なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含みますが、無人施設や自動車等による移動販売は除きます。
運 営 主 体	産地直売所を運営する主たる組織をいいます。
地 方 公 共 団 体	都道府県又は市区町村が運営するものをいいます。
第 3 セ ク タ ー	国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立された事業体が運営するものをいいます。
農 業 協 同 組 合	農業協同組合が運営するものをいいます。 (農業協同組合とは、農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいいます。)
そ の 他	生産者個人又は生産者グループが運営するもの、及び上記以外の機関で、民間企業等が運営するものをいいます。

### (4) D I D までの所要時間

農 業 集 落	市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことです。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形
---------	--

	成してきた社会生活の基礎的な単位です。
D I D (人口集中地区)	平成17年国勢調査において、人口密度約4,000人/km <sup>2</sup> 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいいます。 ( D I D : <u>D</u> ensely <u>I</u> nhabited <u>D</u> istrict )

#### (5) 実行組合の状況

実 行 組 合	農業生産活動における最も基礎的な農家集団です。 具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれていますが、その名称にかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいいます。 ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めません。
---------	---

#### (6) 寄り合いの開催状況

寄 り 合 い	原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいいます。また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなします。 ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除きます。
---------	---

#### (7) 寄り合いの議題

農 業 生 産 に か かる 事 項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいいます。
農 道 ・ 農 業 用 用 排 水 路 ・ た め 池 の 管 理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいいます。
集 落 共 有 財 産 ・ 共 用 施 設 の 管 理	農業集落における農業機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいいます。

環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいいます。
農業集落行事の計画・推進	寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいいます。
農業集落内福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）及びごみ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒などです。

#### (8) 地域資源の保全状況

地域資源	本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路及び農業用排水路を地域資源と定め調査を行いました。
地域資源の保全	地域住民等が主体となって地域資源を地域の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいいます。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいいます。
森林	森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいい、木竹が集団的に生育している土地及び木竹の集団的な生育に供されている土地をいいます。
ため池・湖沼	かんがい用水をためておく人工又は天然の池をいいます。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいいます。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。
農業用排水路	農業用の用水又は排水のための施設をいいます。

#### 6 数値の表示

- (1) この結果の概要の数値は概数値です。
- (2) 要旨中の統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがあります。  
また、要旨中の各表の増減率、構成比等は四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差を生じる場合があります。

## 7 数値の比較について

以下の数値については、2005年農林業センサス結果と調査対象及び手法が異なるため比較するには、留意する必要があります。

産地直売所数	2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは、調査対象が異なります。 具体的には、2010年世界農林業センサスは市区町村を調査対象としており、2005年農林業センサスでは農業集落を調査対象とし、かつ、全域が市街化区域に含まれる農業集落は調査対象から除いています。
--------	---

## 【ホームページ掲載案内】

九州各県

九州農政局ホームページ > 統計情報

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/index.html>

全 国

農林水産省ホームページ > 統計情報

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>

この結果の分野別分類は「農家数、担い手、農地など」に分類しています。

### 問い合わせ先

本統計調査結果について

連絡先：九州農政局大分農政事務所

統計部 経営・構造統計課

TEL 097-532-6177 FAX 097-538-1820

農林水産統計全般について

連絡先：九州農政局大分農政事務所

統計部 統計企画課企画・分析係

TEL 097-532-6177 FAX 097-538-1820